

(仮称) 尻別風力発電所環境影響評価準備書に対する環境大臣意見

本事業は、風力開発株式会社が北海道寿都郡寿都町及び磯谷郡蘭越町において、新たに総発電出力26,000kW（単機出力2,000～2,300kW級風力発電機を最大13基）の風力発電機を設置するものである。

本事業実施区域のうち、風力発電機が設置される場所は、海岸部、雷電山山麓部及び尻別川河口部南側の尾根の3箇所に分かれており、海岸部には3基が計画され、設置場所は砂浜から続く砂丘状の地形で、過去に改変された土地を主とする。雷電山山麓部には2基が計画され、設置場所は牧草地となっている。尻別川河口部南側の尾根には8基が計画されており、設置場所は牧草地、ササ草地や、エゾイタヤ等の落葉広葉樹林となっている。

一般的には、風力発電事業は再生可能エネルギーの普及に資するものであるが、当該地では、オジロワシ等希少猛禽類の渡来や生息が確認されており、これらへの影響に配慮すること等が必要である。

また、本準備書は、作成期間が十分でなかったことを理由に記載の間違い、不足・不備が多く、ササが密生していたことやヒグマが生息していることを理由に、現地調査が十分に行われていないなど、図書の体裁、内容ともに不十分な点があり、環境影響評価書作成に際して改善すべき点が多く見受けられた。

このため、次の措置を講ずるとともに、それらの検討経緯及び内容については、環境影響評価書に記載すること。

1. 動物への影響について

(1) 調査の実施について

文献調査が不十分であるため、再度文献調査を行うこと。

事業実施区域を含む集水域において魚類調査を行っていない河川について補足調査を行い、その結果に応じて、必要な環境保全措置を講ずること。

風力発電機の敷地などの改変区域で、動物調査が実施されていない箇所については、準備書に記載した予測及び評価の妥当性の確認を行うため、補足調査を実施し、その結果に応じて、必要な環境保全措置を講ずること。また、必要に応じて事後調査を実施すること。

(2) バードストライクについて

7号機、8号機、11号機、12号機、13号機周辺においては、バードストライクに関するデータが十分でなく、このため、11月から2月までの期間に最適な条件で猛禽類の追加調査を実施し、その結果も加えて予測及び評価を行い、専門家等の助言を踏まえ、必要な環境保全措置を実施するこ

と。

供用後においてバードストライク事故が発生した場合の対応措置について、事故の確認・報告、連絡体制、原因の解明、防止措置、死骸・傷病個体への対処等を定めて実施すること。

バードストライクに関する事後調査において、重大な影響が認められた場合には、環境保全措置として、一定期間の稼働停止についても検討すること。

2．植物への影響について

事業者が行った植物相の調査は、改変区域の一部で調査が行われておらず、生育環境の保全や移植を行うべき重要な種の生育も確認できていない区域がある。このため、十分追加調査を行って対象事業実施区域の植物相を把握するとともに、全ての改変区域内に生育する植物種を確認し、対象事業実施区域の植物種目録をまとめること。その上で、重要な種を再選定し、改めて生育環境保全を基本とする環境保全措置を検討し直し、実施すること。

3．生態系への影響について

(1) 基数及び配置等の再検討

1号機から8号機が設置される予定の区域は、対象事業実施区域及びその周辺区域の中でも、生態系上位種であるノスリの飛翔、特に採餌に関する行動が繁殖期、非繁殖期を問わず多い。これは当該地が、風を受けやすい地形的要素やノスリが採餌場として選好する環境を有するためと考えられ、このような場所での風力発電機の設置に際しては、事後調査等の事後対応だけでなく、計画段階から影響の回避及び低減を図ることが必要である。

このため、1号機から8号機については、専門家等からの助言を踏まえて再評価を行い、その結果に応じて基数の削減、配置の見直し等の影響低減措置を再検討し、ノスリへの影響の低減を図ること。

(2) バードストライク発生時の対応措置

供用後においてバードストライク事故が発生した場合の対応措置について、事故の確認・報告、連絡体制、原因の解明、防止措置、死骸・傷病個体への対処等を定めて実施すること。

(3) 重大な影響が認められた場合の対応措置

バードストライクに関する事後調査において、重大な影響が認められた場合には、環境保全措置として、一定期間の稼働停止についても検討すること。

4．景観への影響について

尻別川西岸、道の駅シェルプラザ・港及び磯谷高原から主要な景観資源である雷電山を眺望する場合の景観影響については、雷電山及びこれに連なる山稜線だけを対象とするのではなく、雷電山火山群を対象として予測及び評価を行った上、スカイライン切断の回避及び低減等の措置を検討し、景観影響の回避及び低減を図ること。

なお、人と自然のふれあい活動の場でもある磯谷高原からの上記景観影響の回避及び低減を図る際には、当該地から眺望する羊蹄山の景観に影響を与えないよう努めるとともに、利用体験への影響(風力発電機の稼働による音が利用体験に与える影響も含む。)を回避、低減又は代償するよう努めること。